

仕事と育児・介護を両立させるために

滋賀医科大学では、生活とのバランスに配慮した柔軟性に富んだ勤務制度を導入しています。

短時間勤務制度

この制度には3種類の勤務方法があります。勤務時間の合計が短くなります。

例えば
こんな時に使う！！

育児のために毎日の勤務時間を短くしたい。



例えば
こんな時に使う！！

子の送り迎えのために9時～16時45分の間勤務したい。



例えば
こんな時に使う！！

介護のために、14時に帰宅したい。



育児短時間勤務

子が小学校就学の始期に達するまでの間、次のいずれかの勤務形態により勤務可能

- 1) 1週のうち5日間において、1日につき6時間勤務
- 2) 次のいずれにも該当する範囲内に定めた勤務
 - ① 1週のうち3日間以上5日間以内
 - ② 1週のうち19.5時間以上30時間以内
 - ③ 1日のうち3時間以上7時間45分以内 **30分単位**

育児部分休業

子が小学校就学の始期に達するまでの間

1日2時間以内で取得可能 **30分単位**

◆対象は、常勤、医員、研修医のみ

介護部分休業

連続する6ヶ月の範囲内

始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間以内で取得可能 **1時間単位**

◆対象は、常勤のみ

早出遅出出勤制度

この制度には1種類の勤務方法があります。勤務時間の合計は変わりません。

例えば
こんな時に使う！！

7時間45分の勤務時間で、養育や介護のために始業を9時にしたい。



早出遅出出勤

小学校就学前の子の養育及び家族の介護のために請求した場合

7時から22時以内で勤務可能！